

CA マスター契約書

本 CA マスター契約書(以下「MA」といいます)は各注文書に記載されるお客様(以下「お客様」といいます)と日本 CA 株式会社(以下「CA」といいます)によって締結されます。本契約は、各注文書に記載された発効日をもって適用され効力を有するものとします。

お客様が MA 及び以下に定める本プロダクト、保守、CA サービスを記載した注文書並びにそれらに特化したプログラム条件(<http://www.ca.com/licenseagreement>)に掲載され、以下「SPD」といいます(総称して以下「本契約」といいます)に従うことを条件に、お客様は、お客様が CA のソフトウェア(以下「本プロダクト」といいます)を使用し、保守とサポート(総称して以下「保守」といいます)および CA のプロフェッショナル・サービス(以下「CA サービス」といいます)を CA から受ける権利を得るものとします。お客様がライセンスを受領または購入した本プロダクト、保守または CA サービスに適用される SPD の条件はお客様による本プロダクト、保守または CA サービスの取得とともに有効となり、当該本プロダクト、保守または CA サービスについて、お客様と CA とが文書により合意しなくても両者を拘束するものとします。

1. **ライセンスの許諾** お客様が本プロダクト、保守および CA サービスに関する料金を支払い本契約の条件に従うことを条件に、CA はお客様に対して注文書の「地域」条項に記載された国または地域において、本プロダクトのオブジェクト・コードをお客様の内部業務目的でのみ使用する非排他的かつ譲渡不能な制限付きライセンスを許諾します。当該使用にはお客様とお客様により承認されたエンドユーザによる使用が含まれます。「承認されたエンドユーザ」とは、お客様とお客様の関連会社の従業員および独立した外注業者(委託者、施設管理者またはアプリケーション・サービス・プロバイダを除く)を意味します。承認されたエンドユーザによる本プロダクトの使用について、お客様は、常にその責任とその違反に対する義務を負うものとします。お客様は本プロダクトをお客様の関連会社の内部データの処理業務に使用できるものとします。ただし、「関連会社」とはお客様が過半数の株式を保有しているか法律または契約で定められた法人をいいます。お客様が取得したライセンスの種類は本プロダクトの注文書に記載され、以下が含まれます。

- a. **無期限ライセンス**: 本プロダクトを無期限に使用するためのライセンスであり、本契約書の第 9(b) 項の規定によってのみ終了できます。
- b. **定期ライセンス**: 本プロダクトを適用される注文書に記載された期間(以下「契約期間」といいます)を使用するためのライセンス。契約期間の終了後ライセンスが無効になると、お客様、すべての関連会社およびすべての承認されたエンドユーザは新たにライセンスを取得しない限り、本プロダクトの使用を停止しなければなりません。

いずれの場合においても、お客様のライセンスが CA によって「メインフレーム・ソフトウェア」と指定された本プロダクトに対するものである場合、当該本プロダクトの使用は注文書で指定された地域内のハードウェアおよび設置場所に制限されるものとします。お客様は CA に対し事前に書面により通知することにより、当該本プロダクトを地域内の新しいハードウェアまたは設置場所に移動することができるものとします。本プロダクトを地域の外への移動する場合、お客様は、CA から事前に文書による同意を得て、かつ追加の料金を支払う必要があります。

2. **禁止事項** 契約書で明示的に許可された場合を除き、お客様は本プロダクトを複製、複製、配布または公開することはできません。ただし、「コールドスタンバイ」による災害復旧、バックアップ、アーカイブのために適切な数量の本プロダクトのコピーを作成し、合理的な試使用および実際に災害が発生した場合に当該コピーを使用することができるものとします。「ホットスタンバイ」の環境において本プロダクトのコピーを保持する場合、または災害復旧、バックアップあるいはアーカイブのために、本プロダクトを追加して使用する場合、お客様は適用される料金を CA に支払うものとします。また、お客様は(a)本プロダクトの修正、分離または派生著作物の作成、(b)本プロダクトの貸与、販売、リース、譲渡、移譲、サブライセンスまたは第三者に対

してホスティング、パッケージ・サービス、オンデマンドまたは請負サービスを提供するための使用、(c)本プロダクトまたは付属文書の複製物、本プロダクト本体、本プロダクト、付属文書もしくはその一部が組み込まれた資料の外装あるいは内部にある著作権の表示、ラベルまたはマークの削除、(d)CA、CA 認定の販売代理店またはディストリビュータからライセンスされた使用制限を超えたより広い範囲での本プロダクトの使用、または(e)本プロダクトの逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアあるいは翻訳を行うことはできないものとして。ただし、準拠法により、契約放棄を伴うことなく特に許可されたものは除くものとして。本契約で特に承認されていないすべての権利は CA が明示的に所有します。

3. ライセンスモデルおよび使用制限

- a. **ライセンスモデル** 各本プロダクトのライセンスモデルは、「ライセンスモデル」条項に記載された本プロダクトに関しては適用される SPD で定義され、適用される SPD が存在しない場合は該当する注文書で定義されます。例えば、本プロダクトが「サーバごと」のライセンスモデルでライセンスされる場合、本プロダクトの1つのコピーを1台のサーバ運用環境にインストールすることができます。その他のライセンスモデルの例としては、100MIPS または 1 時間あたりの 100MSU、エンドユーザの総数、本プロダクトがインストールあるいは使用される設置場所の数および全社規模での使用に基づくライセンスなどがあります。
- b. **使用制限** お客様が購入した本プロダクトのライセンスの範囲、数量または種類(適用されるライセンスモデルに基づきます)は該当する注文書において定義されます。例えば、お客様が「サーバごと」のライセンスモデルに従い、本プロダクトを5台のサーバにライセンスすることを選択した場合、許可される使用制限は5台のサーバとなり、お客様が支払う料金は「サーバごと」の料金が均一であると仮定すると「サーバごと」の料金に5を乗じた金額となります。[注:数量割引が可能な場合もあります]。お客様は使用制限で指定された範囲を超えて本プロダクトを使用してはならないものとして。使用制限を超えて本プロダクトをインストールまたは使用する場合、お客様は適用されるライセンスモデルに従って CA に対して当該超過使用の料金を支払うことに同意します。

4. **料金の支払** お客様は注文書またはお客様と CA が別途合意した書面により指定された本プロダクト、保守、CA サービスに対する料金を支払うことに同意します。支払義務は取り消し不能であり、支払済みの料金は本契約において明示的に規定されない限り返金されないものとして。注文書に別段の定めがない限り、請求金額に疑義がある場合を除き、すべての料金は請求書の日付から 30 日以内に支払われるものとして。請求金額に疑義がある場合、お客様は当該請求金額の本来の支払期日より前に、CA に対して請求金額の正当性に関する異議の根拠を合理的な詳細さをもって説明した書面を提示しなければならないものとして。お客様は適用される輸入税、関税、消費税およびその他適用される税金(総称して以下「税金」といいます)を料金に加えて支払うことに同意します。支払期日が週末または祝日である場合、お客様は CA に対して当該日付の直前の営業日に支払うものとして。疑義のない料金または裁判所が支払うべきと判断した料金あるいは同意された料金が期日を過ぎても支払われない場合、CA は期日を過ぎた全期間に対して1ヶ月につき1%の複利の利子または法律で許される最大の金額を請求できるものとして。お客様の支払が支払期日を30日以上超えて遅れた場合(疑義の対象となる金額は除く)、その他の権利や救済に加え、CA は法的責任を負うことなく、当該金額が全額支払われるまでお客様に対する保守または CA サービスの提供を延期する権利を有するものとして。

5. **保守とサポート** 保守が許諾されたライセンスに含まれる場合またはお客様が保証サポートに加えて本プロダクトの保守の購入を選択した場合、各本プロダクトに対して購入した保守の種類、保守の期間(以下「保守期間」といいます)および保守に適用される料金が注文書に記載されます。CA は、該当する保守の SPD に内容を詳述されたレベル・サポートを提供するものとして。保守の SPD は <http://www.ca.com/jp/support/> で確認することができます。CA が提供する保証サポートおよびその条件は、該当する場合、以下の第7項に記載され、保証サポートに関する追加または変更された条件は各本プロダクトの SPD において定義されます。保証サポートが CA によって提供される場合は本プロダクトのライセンス料に含まれるため、注文書に保守として記載されることはありません。

6. **付属文書** 本契約において「付属文書」とは、(a)本プロダクトについては、本プロダクトとともに CA が提供する標準の仕様書、ユーザ向け文書、技術マニュアルおよびガイド(英語版しかない場合もあります)のみ、(b)保守および保証サポートについては、CA のライセンサーに提供される、<http://www.ca.com/jp/support/>で閲覧可能な保守と保証サポートの範囲と種類に関する CA の社外向けポリシーをいいます。お客様はお客様の内部業務のためにのみ付属文書の妥当な数量のコピーを作成して社内で配布することができますが、CA から事前に書面で承認を得ずに当該付属文書を修正することはできません。お客様が作成したコピーまたは部分的な複製には、複製元の資料に含まれる CA の著作権およびその他の帰属に関する表示が含まれなければなりません。当該付属文書は CA の機密情報であり、かつ CA の所有物とみなされます。
7. **限定保証** CA は(a)本契約に記載された権利およびライセンスをお客様に対して許諾する権限を有し、(b)本プロダクトまたは CA サービスに対して、SPD で定められた保証期間、または保証期間が SPD で定められておらず、また「現状有姿」で提供されるという明示的な条件を伴わない場合は注文書の日付より 30 日間、(i)本プロダクトが付属文書に記載された使用環境で使用され、CA によってサポートされる場合、本プロダクトは当該本プロダクトに関する付属文書に記載された仕様を実質的に一致し、(ii)CA サービスおよび保守が適切な注意と技能をもって業界標準に従って実施され、CA のその時点で有効な規定に従って提供されることをお客様に対して保証します。CA が上記(b)の保証のいずれかに違反したことが証明された場合、CA の唯一の義務およびお客様の排他的な救済は、CA の裁量により以下のいずれかになります。(1)本プロダクトの欠陥を修正する、または違反した CA サービスを再度実施するために合理的な努力をする、(2)付属文書の仕様と実質的に一致する CA ソフトウェアと交換する、(3)本プロダクトのライセンスを解除し、お客様がすでに支払った料金から期間相当分の料金を返金する。定期ライセンスを許諾された本プロダクトのライセンスおよび保守の料金が支払済みである場合、前述の保証に CA が違反したことが証明された日付から残存期間分の料金を按分して返金するものとし、無期限ライセンスの場合には、ライセンス料の返還の算出は 3 年間の期間を基準にする。CA サービスに対して別途支払われた料金に関しては、CA サービスの不一致が発生する前に引き渡された成果物または提供された CA サービスに基づき算出され、返金される。本契約の保証条件に従って、支払われた料金の返金により、関連する本プロダクトのライセンスは終了するものとし、また、CA サービスの場合は CA は該当する CA サービスを終了するものとする。
- 当該保証および救済策は、(i)CA が報告されたエラーまたは欠陥を合理的に再生することができる場合、(ii)お客様が報告された違反についてその発生より 30 日以内にその違反の詳細を合理的に書面により報告した場合、(iii)お客様が当該違反の診断と分析に関し CA に合理的な支援を提供した場合、(iv)本プロダクトまたは CA サービスが SPD で定義された保証期間内である場合、(v)関係する本プロダクトに対して CA が提供したすべてのアップデート、パッチおよび修正をインストールしたか、それらを使用中である場合、(vi)お客様が本契約のすべての重要な条件に従い(すべての料金の支払を含むがそれに限らない)、また関係する本プロダクト、保守または CA サービスの付属文書を実質的に遵守している場合、および(vii)エラーまたは欠陥が CA、その代理人あるいは従業員による過失または怠慢に起因する場合のみ、適用されるものとします。
- お客様は、CA が提供する第三者のハードウェア機器およびソフトウェアが、当該ハードウェアまたはソフトウェアの製造元あるいはライセンサーが提示する保証もしくはその他の条件に従って提供されることを理解し、これに同意します。該当する場合、CA は関係するソフトウェアまたはその他の提供物に添付した付属文書に当該保証またはその他の条件を含めるものとします。代理人、ディストリビュータまたは CA 認定販売代理店など第三者は、CA に代わり、上記の保証に対して修正、または追加を行うことは一切許可されていません。
- これらの保証はお客様の排他的な保証であり、明示または黙示を問わず、市場性、非侵害性および特定の目的に対する適合性の黙示の保証を含むがこれに限定されないその他のすべての保証または条件に代わるものとします。CA は本プロダクト、保守または CA サービスがお客様の要件に適合すること、あるいは本プロダクトまたは CA サービスの使用が中断したり、エラーが発生したりしないことを保証しません。国または管轄区域によって特定の明示または黙示の保証の除外が許可されない場合、上記の除外はお客様には適用されません。準拠法により認められる場合、(A)当該保証は対象となる本プロダクト、保守または CA サービスに対して指定された保証期間に限定され、(B)当該保証の違反に対する救済は保証の条件との不一致が確認された商品の修理または交換、またはサービスの再提供に限定されます。当該期間終了後、いかなる

保証も適用されないものとします。国または管轄区域によって、当該制限が許可されない場合は、前述の制限はお客様には適用されません。

当該保証はお客様に特別な法的権利を付与し、お客様は国または管轄区域によって異なるその他の権利も所有できるものとします。

8. **限定責任** 原則として、お客様には CA またはそのサプライヤから被った損害（契約違反、過失、不当表示またはその他の契約あるいは不法行為の申し立てを含むがこれに限定されない）を申し立てる権利がありますが、お客様は、CA が 1) 人身傷害（死亡を含む）、不動産ならびに有形不動産の損害の場合は 500,000 ドル、および 2) その他の実際の直接的な損害の場合は、申し立ての対象となる本プロダクト、保守または CA サービスに対してお客様が実際に支払った金額を超えない範囲で責任を負うことに同意します。この責任の制限は CA の従業員、外注業者、販売代理店およびサプライヤにも適用されるものとします。上記責任は、当該関係者と CA が共同で責任を負う最大の金額であるものとします。
- 準拠法により許可される範囲で、CA またはそのサプライヤが当該損失の可能性を事前に通知されていた場合であっても、CA またはそのサプライヤはお客様あるいはその他の当事者に対し、利益の損失、収益の損失、営業上の信用の損失、貯蓄の損失またはデータの損失を含むがこれに限定されない、本契約により、または本契約に関連して発生した間接的、派生的、結果的、特別な、懲戒的あるいは懲罰的な損害について、一切責任を負わないものとします。準拠法により上記の責任の制限が無効であると判断された場合、CA およびそのサプライヤの当該申し立てに対する責任は申し立ての原因となった本プロダクト、保守または CA サービスに対してお客様が実際に支払った料金の金額を上限とするものとします。

9. 解除

- a. **お客様による解除** 本契約の「限定保証」および「補償」以外の条項で定められた義務について、CA が重大な違反をし、(i) 当該違反を 30 日以内に是正すること、または (ii) 当該違反の是正に関してお客様が合理的に満足するほどの進展があり、当該違反を違反の通知より 60 日以内に是正する計画を実施することのいずれかを怠った場合、お客様は CA に 30 日前に書面で通知することにより本契約を解除することができるものとします。
- b. **CA による解除** 「限定保証」および「補償」条項で定められた解除に加え、お客様が本契約におけるお客様の義務について重大な違反をし、お客様が (i) 当該違反を 30 日以内に是正すること、または (ii) 当該違反を是正するために CA が合理的に満足するほどの進展があり、当該違反を違反の通知より 60 日以内に是正する計画を実施することを怠った場合、CA はお客様に 30 日前に書面で通知することにより本契約書を解除できるものとします。ただし、当該違反の是正が合理的に不可能である場合、当該通知と是正の機会を提供することは必要とされず、CA は直ちに本契約を解除できるものとします。重大な違反には CA またはそのライセンサーの知的所有権に対して実質的に著しく悪影響を及ぼす違反、支払期日までの料金の未払い、またはお客様による守秘義務違反が含まれますがこれらに限られることはありません。お客様が本契約の義務に違反した場合、CA は本契約における CA の義務の履行を留保する権利を有するものとします。
- c. **契約解除の効力** 本契約の解除によって、いずれの当事者も、解除の日すでに生じていた責任または当該解除以前の期間に帰すべき責任から解放されることはなく、また、いずれの当事者も法律の下で本契約の違反に関して付与される権利または救済を求めることを妨げられることはないものとします。本契約が特定の製品、保守または CA サービス、またはすべての当該製品およびサービスに関して、いずれかの当事者により解除された場合、(i) お客様は、本契約の下で支払われるべき金額を直ちに CA に支払うものとし、「限定保証」または「補償」の条項に従いお客様が CA から按分された返金を受ける場合には、相殺後の金額とします。、(ii) 本契約で許諾された該当するすべての定期ライセンスは直ちに無効となり、(iii) 本契約に基づく該当するいかなる保守も受けることはできないものとします。また、お客様が CA またはそのライセンサーの知的所有権を侵害したこと、お客様が本契約で定めた守秘義務に違反したこと、または該当するライセンスに対するライセンス料の支払を怠ったことが原因で CA が本契約を解除する場合、本契約で許諾されたすべての無期限ライセンスも直ちに無効となるものとします。理由にかかわらず、本契約が解除される場合、お客様は、直ちにお客様が保有または管理する CA の機密情報および財産的価値のある情報の全部または一部の複製、およびお客様にライセンスされ無効となったすべての本プロダクトがすべてのコンピュー

タおよび保存デバイスから削除されたこと(バックアップまたはアーカイブのコピーを含む)、CA に返却または破棄されたこと、ならびにお客様、お客様の関連会社またはお客様が当該情報へのアクセスを承認したその他の第三者によってすでに使用されていないことを CA に対して書面で証明するものとします。

d. 保守契約の解約または満了 お客様が本プロダクトを使用するライセンスを有し、また別途保守を受ける権利を有し、理由を問わず当該保守を解約するか更新を怠った場合、お客様は本プロダクトのライセンス期間中は引き続き本プロダクトを使用することができますが、本プロダクトの保守を受ける権利は喪失し、ライセンスおよび保守料金の返金を受ける権利も喪失するものとします。CA が当該保守を一般に提供している場合、本契約が有効に存続する限り、お客様は、保守料金が支払われていない各年において有効な保守料金の 150% に相当する料金を CA に支払うことにより当該本プロダクトの保守を再開することができるものとし、お客様が保守を購入しなかった期間に作成されたバグ修正、パッチ、アップデートをもって本プロダクトを更新することができるものとします。

10. **補償** 本プロダクトまたはCAサービスがその他のプログラムまたは機器を組み合わせず単独で使用され、それが、第三者により米国において登録された特許、著作権を侵害しているか、または、お客様が本プロダクトあるいはCAサービスの使用を許可された管轄区域の類似の法律を侵害していると、当該第三者により申し立てられた場合、CAは、自ら費用を負担しお客様を防禦し、管轄裁判所の最終的な決定にかかるまたはCAが承認した和解に含まれるすべての費用、損害、弁護士費用を支払うものとします。ただし、お客様がCAに当該申し立てを書面で速やかに通知し、CAに防禦および和解交渉を一任し、当該防禦および交渉の準備においてCAに合理的な協力をし、当該申し立てが提出された日に有効な保守契約を有していることを条件とします。当該申し立てが提出されるかまたは提出されると予測される場合、CAはお客様が継続して本プロダクトを使用することができるような措置を講じるか、本プロダクトを修正して侵害をなくすか、または本プロダクトを少なくとも同等の機能を備えた侵害のないCAソフトウェアと交換することができます。CAが上記の選択肢のいずれも合理的に実現することができないと判断した場合、CAは当該本プロダクトの使用に関するお客様のライセンスを解除することができ、お客様はCAの書面による依頼に応じて当該本プロダクトをCAに返却することに同意するものとします。CAはお客様が当該本プロダクトに対して既に支払った料金から按分した金額をお客様に返金するものとします。その場合、返金額は、第三者による請求についてCAに対して書面で通知された日から契約期間終了までの残存期間に対して計算されるか、当該本プロダクトが無期限ライセンスの場合は3年間をもとに計算されるものとします。これはお客様に対するCAの唯一かつ排他的な義務であり、お客様にとっては知的所有権侵害の申し立てに対する唯一の救済とします。(i) 侵害の申し立てが本プロダクトに対する承認されていない修正に起因または関連して発生した場合、(ii) 本プロダクトが本契約の条件または付属文書に従わずに使用されている場合、(iii) CAが当該本プロダクトのサポートの終了を発表していた場合、(iv) CAが提供したアップデートまたはパッチを使用することにより、申し立てられた侵害が回避できた場合、または(v) CAが提供していない第三者製品とともに本プロダクトを使用することが原因で侵害を申し立てられた場合、CAは本条項に定められた責任を負わないものとします。
11. **知的所有権および機密情報** 本プロダクト、CA サービス、付属文書、それらの派生著作物に含まれる特許、著作権、商標権および営業秘密を含むがこれらに限らない知的財産の権原、所有権およびすべての権利、ならびに本プロダクト、CA サービス、付属文書の使用により発生した営業権は CA および米国法人 CA, Inc. ならびにそのライセンサーに排他的に帰属し、留保されます。本契約により明示的に許可された場合を除き、お客様は当該知的財産を第三者に提供または開示しないものとし、当該情報へのアクセスを許可されたお客様の従業員との間で行われる指示または契約を含め、本契約におけるお客様の義務を履行するために適切な措置を講じるものとします。
12. **守秘義務** 「機密情報」は機密と記されているすべての情報または合理的な個人が状況(情報源を含む)および業界の慣行に基づいて機密と看做すすべての情報を意味します。例えば、CA の機密情報には本プロダクト、付属文書、技術データおよび情報、手法および関連文書、トレーニング用資料、製品計画およびロードマップ、市場戦略、ビジネスモデル、価格設定、個人データが含まれますがこれに限定されません。お客様とCA は(a) 受領当事者が同様の種類で同様の価値を有する自らの機密情報を機密として管理するのと同じ範

困で、開示当事者の機密情報の機密を保持すること、(b)本契約で明示的に許可されるか開示当事者から事前に書面で承諾を得ている場合を除き、相手方当事者の機密情報を受領当事者が承認し、本契約に関連して当該機密情報を知る必要のある個人以外の第三者に開示しないこと、および(c)当該機密情報を本契約で許可された目的以外の目的に使用しないことに同意するものとします。上記の規定にかかわらず、(a)受領当事者の弁護士、独立した会計士および財務顧問が受領当事者に助言できるようにすることを唯一の目的とする場合は、各当事者は当該弁護士、独立した会計士および財務顧問に対して開示当事者の機密情報へのアクセスを提供または許可することができ、(b)本契約が意図したまたは要求する活動においてCAを支援するために、CAはお客様の機密情報を知る必要があるCAの契約者、販売代理店およびディストリビュータに対して当該機密情報へのアクセスを提供または許可できるものとします。ただし、いずれの場合も、機密情報を開示される第三者が、当該機密情報について本条項で定義した機密保持および不使用の義務と実質的に同様の機密保持と不使用の義務を負うことを条件とします。

当該機密情報が、(a)受領当事者が知る前または後に開示当事者により公開された場合、(b)受領当事者が、開示当事者から受領する前に機密保持義務を負わずに知っていた場合、(c)機密情報を合法的に所有し、機密保持義務を負わない第三者により、受領当事者に開示された場合、(d)受領当事者の過失または本契約への違反によらず、第三者によりすでに公開されていたか、公知となっていた場合、または(e)受領当事者により独自に開発または取得されていた場合は、本条項で定められた義務は適用されないものとします。受領当事者の法律顧問の合理的な意見において、本契約で定められた機密情報の開示が裁判所の命令、適用される法律または規制の遵守に必要であるとされた場合、受領当事者は当該機密情報を開示する権利を有するものとします。ただし、その場合、当該開示を行う前に、開示当事者が当該機密情報の機密を保護するのに適切な措置を講じるのに十分な時間的余裕をもって、受領当事者が開示当事者に通知することを条件とします。本プロダクトおよびCAの知的財産に含まれる機密情報に関しては、上記の義務は無期限とします。他の全ての機密情報に関しては、上記の義務は最初の開示の日から5年間存続するものとします。

13. 一般条件

- a. 本契約は、契約により免除または制限することができない、消費者の法的権利に何ら影響を及ぼすことはありません。
- b. 本契約のいずれかの条件が無効となるか法的強制力を失った場合でも、本契約の他の条件はその効力を有するものとします。
- c. お客様は本プロダクトが米国の輸出規制および本プロダクトが使用されるその他の国の輸入規制の対象であることに同意します。お客様は当該規制を遵守して本プロダクトの輸出、再輸出または輸入することに同意します。
- d. お客様はCAおよびその関連会社に対し、お客様が事業を行っているすべての場所の名称、電話番号および電子メールアドレスを含めたお客様の連絡先情報を保存および使用することを許可することに同意します。当該情報はお客様との連絡(注文の処理、販売促進、市場調査などの目的で)を含めたCAの営業活動での使用を目的とし、CAの関係会社、並びにCAおよびその関連会社の外注業者、提携先、譲受人およびその関連会社に提供されるものとします。お客様は、(i)お客様がCAに対して個人情報を提供する正式な権限を付与され、関係する法律に従って合法的にそれを行わせ、(ii)CAおよびCAの企業グループ内の企業(以下、それぞれを「本CA企業」といいます)またはその下請け業者が当該情報を処理することができ、(iii)お客様に対する義務の履行およびお客様に対するその他のCAの製品やサービスのマーケティングのために、CAが当該情報を本CA企業およびその下請け業者に開示し、当該情報を原産国以外の国に移転することができることを表明します。CA, IncはSafe Harbour認定を受けており、本CA企業は関係する情報の保護/プライバシー関連の法律に従うことを誓約します。
- e. 契約により免除または制限することができない現地の法律の定めによらない限り、お客様とCAはいずれも本契約に基づいた法的措置を、その原因の発生から2年以上経過した場合には行わないものとします。
- f. 天変地異、地震、火災、洪水、ハリケーン、異常天候またはその他の自然災害、戦争、市民暴動、テロリストの攻撃、暴動、ストライキ、ロックアウト、裁判所命令、インターネットまたは通信の障害、電源障害あるいは不正アクセスまたは盗用に起因する遅延の結果、本契約に基づく義務の履行を妨げられた場合、各当事者は当該義務の履行(支払期日が来た支払に対する義務を除く)から免除されるものとします。

- g. 本プロダクトは 本船渡し (FOB shipping point) または電子配送のいずれかにより出荷されるものとし
ます。電子配送の場合、有形媒体は引き渡されないものとします。当該電子配送によって、適用される消費税
その他の税金を自動的に控除されるものではありません。
- h. 本契約は第三者に対する法的提起の権利または原因を生じるものではなく、上記の「限定責任」およ
び「補償」条項で定められた場合を除き、CA は第三者によるお客様に対する申し立てに対して一切責任を負
わないものとします。
- i. 本契約を構成する文書に含まれる条件に齟齬が生じた場合、(1)注文書、(2)該当する本プロダクトま
たは保守に関する SPD (CA のサポート規定を含む)、(3)MA、(4)該当する本プロダクトの付属文書の優先
順位に従って解決されるものとします。
- j. お客様と CA は、日本国法を準拠法とすることに同意します。国連国際物品売買条約は本契約に適用
されないものとします。本契約に関する紛争は、東京地方裁判所および東京簡易裁判所を第一審の専属管
轄とします。
- k. 本契約はその主題に関する CA およびお客様の間における完全なる合意を構成し、口頭、書面を問わ
ず両当事者間におけるその他のすべての合意、提案、注文、表明および当該主題に関するその他のすべて
の了解よりも本契約書が優先されるものとします。両当事者が記名押印または署名した書面によらない限り、
本契約に対する変更または修正は一切無効とします。発注書が使用される場合、その条件は適用されない
ものとします。
- l. 書面による CA の事前の同意を得ずに、お客様は本契約、本プロダクトの使用権、本契約に基づくお客
様の権利および義務を譲渡することはできないものとします。本契約は当事者、それぞれの承継人および譲
受人のすべてを拘束するものとします。CA はお客様に対して書面で通知することにより本契約を譲渡できる
ものとします。
- m. お客様が本契約を遵守しているか検証することを CA が合理的に求めた場合、お客様は CA に対して
該当する情報を提供し、CA がお客様またはその関連会社の施設に立ち入ることができるようにし、お客様ま
たはその関連会社の記録を開示することに同意します。当該検証の権利は、本契約の解約後 3 年間は存続
するものとします。本条項 e 項の制限は本項には適用されないものとします。